

島原地域広域市町村圏組合告示第7号

制限付き一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により次のとおり告示する。

令和4年5月17日

島原地域広域市町村圏組合
管理者島原市長 古川 隆三郎



1 入札に付する事項

- (1) 件名 水槽付消防ポンプ自動車（I-A型）
- (2) 数量 1台
- (3) 納入場所 島原地域広域市町村圏組合 消防本部
- (4) 納入期限 令和5年3月31日（金）
- (5) 概要 I-A型、1500L水槽付消防ポンプ自動車

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たし、かつ、後記3により島原地域広域市町村圏組合の入札参加資格を有する旨の通知を受けた者とする。

- (1) 告示日現在において島原地域広域市町村圏組合を構成する島原市、雲仙市又は南島原市（以下「構成3市」という。）のいずれかの物品購入に関する競争入札参加資格登録業者名簿の特殊車両又は特殊用途自動車（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 告示日現在において、長崎県内に本店又は支店等（支店等は、契約締結に関する権限の委任を証する書類を提出し、名簿に登録されている支店等に限る。）を有する者であること。
- (4) 申請書の提出期限の日から落札決定までの間において、島原市長、雲仙市長又は南島原市長から指名停止、排除措置又は入札参加規制の措置を受け、又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) 申請書の提出期限の日以前6月から落札決定までの間において、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 落札決定までの間において、会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）

第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、手続開始の決定後、更生計画又は再生計画の認可が決定されたもので、構成3市に入札参加資格審査申請書を再度提出し、受理された者を除く。）

- (7) 告示の日から落札決定までの間において、本競争入札に参加しようとする者の役員（法人の無限責任社員、取締役、執行役、支配人、管財人等）が、本競争入札に参加しようとする他の者の役員を現に兼ねていないこと。
- (8) 島原市が行う各種契約からの暴力団等排除要綱（平成24年島原市告示第83号）、雲仙市各種契約等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成24年雲仙市告示第97号）又は南島原市が行う各種契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年南島原市告示第90号）に基づく排除措置を受けているものは、本件の入札には参加できないものとする。落札者が、本件の入札に係る契約の締結を行うまでに排除措置を受けたときは、本契約の締結を行わないものとする。
- (9) 本業務の履行能力がある者であること。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本競争入札に参加を希望しようとする者は、制限付き一般競争入札参加申請書のほか関係書類（以下「申請書等」という。）を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、申請書等の提出期限までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札には参加できない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 住所・会社名を記載した返信用封筒（404円分の切手を貼った長3号封筒）

- (2) 申請書の受付

ア 期 間 令和4年5月17日（火）から令和4年5月27日（金）まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 場 所 島原地域広域市町村圏組合 消防本部3階 総務課

エ 提出部数 1部

- (3) 入札参加資格確認の結果

入札参加資格確認の結果は、制限付き一般競争入札参加資格確認通知書により令和4年6月6日（月）までに申請者あて通知する。

- (4) 入札参加資格の喪失

入札参加資格の審査後において、入札参加資格を有することについての通知を受けた者が次のいずれかに該当するときは、本件の入札に係る入札参加資格を喪失する。

ア この告示に定める資格要件のいずれかを満たさないとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたとき。

(5) その他

ア 申請書等の作成費用は、申請者の負担とする。

イ 申請書等は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

(2) 上記(1)の説明を求めようとする場合は、令和4年6月15日(水)までに、島原地域広域市町村圏組合 消防本部 総務課へ書面を提出して行わなければならない。

5 仕様書等の閲覧及び交付

仕様書等は、次のとおり閲覧に供する。

また、本競争入札に参加を希望しようとする者は、仕様書等の交付を受けることができる。

なお、交付された仕様書等については、入札執行後、速やかに島原地域広域市町村圏組合 消防本部 総務課へ返却するものとし、本件の積算作業目的外の一切の使用、他人への譲渡、販売又は貸出を禁止する。

(1) 期 間 令和4年5月17日(火)から令和4年5月27日(金)まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

(2) 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 場 所 島原地域広域市町村圏組合 消防本部 3階 総務課

6 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 仕様書等に関する質問がある場合は、次のとおり書面で持参又はファクシミリ等で提出するものとする。

ア 期 間 令和4年5月17日(火)から令和4年6月14日(火)まで
(持参の場合は土曜日及び日曜日を除く。)

イ 時 間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 場 所 島原地域広域市町村圏組合 消防本部 総務課

(2) 上記(1)に対する回答は、令和4年6月16日(木)までに、書面により島原地域広域市町村圏組合 消防本部 総務課において閲覧に供して行うとともに、島原

地域広域市町村圏組合のホームページで公開する。

7 現場説明会

行わない。

8 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和4年6月21日(火) 午前10時00分
- (2) 場 所 島原地域広域市町村圏組合 消防本部 4階 多目的ホール

9 入札方法等

- (1) 本件の入札に際しては、制限付き一般競争入札参加資格確認通知書を提示しなければならない。
- (2) 入札室に入室できる者は、各業者につき2人以内とする。
- (3) 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札は、入札書に必要事項を記入し記名押印のうえ封かんして、指定の日時及び場所に本人又は代理人が参加して自ら入札箱に投入しなければならない。
- (5) 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。
- (6) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である。
- (7) 入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加することができない。

10 入札保証金

免除

11 契約保証金

契約金額の10分の1以上の保証を付さなければならない。

12 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札した者は再度入札に参加できないものとする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (2) 法令又は組合管理者の定めた入札条件に違反したとき。
- (3) 委任状を持参しない代理人が入札したとき。
- (4) 入札者又はその代理人が同一事項に対し、2通以上の入札をしたとき。
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の入札を代理したとき。

- (6) 入札者が連合して入札したとき。
- (7) 入札に際し、不正行為をしたとき。
- (8) 入札書に記名押印が無いとき、その他必要事項を確認できないとき。
- (9) 郵送、ファクシミリ等による入札をしたとき。

1.3 入札書の撤回等

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

1.4 入札の中止

入札参加資格者が3者未満の場合には、本告示にかかる入札は実施しない。

1.5 落札者の決定

- (1) 落札者は、本件の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札した者とする。
- (2) 落札者がいないときは、直ちに再度の入札を行い、再度入札の実施回数は1回とする。
- (3) 落札となるべき同価を入札した者が2者以上あるときは、当該入札者により、くじで落札者を決定する。
- (4) 契約金額にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。
- (5) 落札者は、その決定と同時に、入札会場において口頭で周知する。

1.6 契約の締結

本件の契約については、落札者と決定された者と仮契約を締結し、島原地域広域市町村圏組合議会の議決を経た後、本契約を締結する。（島原地域広域市町村圏組合議会の議決を得られない場合は、仮契約は消滅する。）

1.7 異議の申立て

入札を行った者は、入札後、島原市契約規則（平成9年島原市規則第8号）、島原地域広域市町村圏組合物品調達制限付き一般競争入札実施要綱（平成28年島原地域広域市町村圏組合告示第4号）、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1.8 その他

本告示に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、島原市契約規則（平成9年島原市

規則第 8 号) 及び島原地域広域市町村圏組合物品調達制限付き一般競争入札実施要綱 (平成 28 年島原地域広域市町村圏組合告示第 4 号) による。

19 問合せ先

島原地域広域市町村圏組合 消防本部 総務課

TEL 0957-62-7711

FAX 0957-62-3133